

別表1 対象債権の金額（委託見込み額）

（単位：円）

債権名称	委託見込み額	件数
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金の償還金	10,010,000	37件
① (1)のうち、債権回収会社に回収等を委託したことがあるもの	8,927,200	34件
② (1)のうち、滞納がおおむね3年以上なもの	9,531,900	33件
③ (1)のうち、1債務者当たりの金額が最も大きいもの	1,181,000	-
(2) 高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例に基づく貸付金の償還金	883,000	13件
① (2)のうち、債権回収会社に回収等を委託したことがあるもの	755,000	11件
② (2)のうち、滞納がおおむね3年以上なもの	883,000	13件
③ (2)のうち、1債務者当たりの金額が最も大きいもの	234,000	-
(3) 高等学校等育英奨学資金貸付条例に基づく奨学資金に係る償還金	8,551,600	34件
① (3)のうち、債権回収会社に回収等を委託したことがあるもの	7,849,600	30件
② (3)のうち、滞納がおおむね3年以上なもの	8,551,600	34件
③ (3)のうち、1債務者当たりの金額が最も大きいもの	972,000	-
(4) 社会福祉施設条例の一部を改正する条例施行前の社会福祉施設条例に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用料	1,472,600	60件
① (4)のうち、債権回収会社に納付勧奨等を委託したことがあるもの	1,266,100	41件
② (4)のうち、滞納がおおむね3年以上なもの	1,266,100	41件
③ (4)のうち、1債務者当たりの金額が最も大きいもの	239,500	-
(5) 県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例に規定する家賃及び駐車場使用料	2,321,400	15件
① (5)のうち、債権回収会社に納付勧奨等を委託したことがあるもの	144,300	2件
② (5)のうち、滞納がおおむね3年以上なもの	805,900	7件
③ (5)のうち、1債務者当たりの金額が最も大きいもの	420,800	-
<b>(1)～(5)合計</b>	<b>23,238,600</b>	<b>159件</b>
(参考)① 合計のうち、債権回収会社に回収等を委託したことがあるもの	18,942,200	118件
(参考)② 合計のうち、滞納がおおむね3年以上なもの	21,038,500	128件

※上記は契約締結時の委託見込みであり、委託する債権の種類、金額、件数は契約期間中に追加する場合があります。また、委託見込み金額及び件数は、変動する場合があります。

※(4)には、1年間納付勧奨を実施したものが含まれる（弁護士又は弁護士法人のみ取扱い可能）。